

栃木県教育委員会定例会会議録

令和元(2019)年7月2日(火)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員会室に招集した。

1 出席者（教育長及び委員）は次のとおりである。

1 番（教育長）	荒 川	政 利
2 番	陣 内	雄 次
3 番	吉 澤	慎 太 郎
4 番	鈴 木	純 美 子
5 番	工 藤	敬 子
6 番	金 子	達 也

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教 育 次 長	辻	真 夫
教 育 次 長	池 田	聖
総合教育センター所長	菅 谷	毅
総 務 課 長	桜 井	裕
施 設 課 長	齋 藤	淳
学 校 安 全 課 長	伊 澤	純 一
義 務 教 育 課 長	柳 田	伸 二
高 校 教 育 課 長	中 村	千 浩
特別支援教育室長	松 本	美 智 代
生 涯 学 習 課 長	野 原	正 祥
ス ポー ツ 振 興 課 長	高 橋	貴 子
文 化 財 課 長	石 川	明 範
総 務 主 幹	浅 野	尚 志
人 権 教 育 室 長	旭 山	久 子
福 利 室 長	小 倉	敬 子
競 技 力 向 上 対 策 室 長	青 井	智 也
世 界 遺 産 登 録 推 進 室 長	佐 藤	光 正

3 午前9時30分、教育長及び委員は全員出席しており、委員会は成立したので、教育長は定例会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、本日の会議録署名委員に5番工藤委員を指名した。

5 教育長は、本日の議案等のうち、報告4及び第1号議案から第6号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。

6 教育長は、報告を受ける旨を告げた。

7 報 告

- (1) 平成元(2019)年度中学校等卒業者の進路状況調査報告書について
- (2) 平成元(2019)年度県立高等学校等卒業者の進路状況調査報告書について
教育長は、関連があるので報告1及び報告2について、一括して説明を受ける旨を告げた。

教育長から説明を求められ、総合教育センター所長及び特別支援教育室長が説明した。

この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

[委 員]

- ・ 宇都宮青葉高等学園の卒業者の就職先は、同じような傾向なのか。

[事務局]

- ・ 製造業を中心として、サービス業や福祉関係等、様々である。

[委 員]

- ・ 報告2について、資料の16ページの表とグラフについては、その他の比率が一番高いので、内訳が分かるようにしたほうが良いと思う。次回以降、検討していただきたい。

[委 員]

- ・ 中学校及び高等学校卒業者の進路状況において、「その他」という方たちがいるが、その方たちに対しては、今後誰がどのようにフォローしていくことになるのか。自らの意思でその進路を選んだ方もいると思うが、例えば、不登校の状態が続き、そのまま自宅にいる子たちも多いのではないかと思う。その場合の行政への橋渡しなど、そういった支援について、学校卒業後はどのようにになっているのか。

[事務局]

- ・ その他のケースは様々である。例えば福祉関係に行った場合には市町の福祉課にお願いすることもあるが、現実的には保護者にお願いするしかない場合もある。そういったこともあり、各学校や市町に委ねているというのが現状である。

[委 員]

- ・ それは、学校がそういう橋渡しが必要だと判断した場合には、連絡を入れることになっているということか。

[事務局]

- ・ 設置者の責任の中で行っていることであるので、学校あるいは教育委員会が行うことになると考えている。

- (3) SNSを活用した相談事業について

教育長から説明を求められ、学校安全課長が説明した。

この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

[委員]

- ・ 先般、1都9県の教育委員協議会があり、私が参加した分科会が「児童生徒の虐待防止、自殺予防に係る関係機関と連携した取組について」というテーマであった。その中で、いくつかの都県から、電話での相談件数に対して、SNSの相談件数が約10倍という報告があり、このSNSを通じての相談というのは非常に重要だという共通認識を持った。是非これからも推進してもらいたい。

[委員]

- ・ 相談業務は専門業者が請け負うとのことだが、具体的な仕組みについて教えていただきたい。

[事務局]

- ・ 相談実施日には、オフィスに臨床心理士や相談業務の担当者が待機しており、リーダーとなる方が振り分け等を行いながら、それぞれ対応していくということである。このLINE相談の仕組みは、システムの既にあるとすることで、そういったものを活用しながら、相談した方の過去の相談の利用状況等を一覧で確認しながら、連続的にフォローしていく形になる。

[委員]

- ・ そうすると、Aさんから相談があった場合、Aさんの相談内容がデータベースに蓄積されていて、それを見ながら的確な対応ができるという理解でよいか。

[事務局]

- ・ そのとおりである。それぞれ相談者には登録していただくので、個人IDがある。そのため、仮に匿名で登録されていても、その人が連続しているということは分かるので、連続的にデータベース化された資料のもとで、連携して相談を行うということになる。

[委員]

- ・ 対象は中学生以上ということであるが、小学生は対象外ということか。

[事務局]

- ・ 対象は基本的に県立学校ということで、県立附属中学校は対象となっているが、公立の小中学校に対しては、今回は案内しない予定である。基本的な考え方としては、小中学生のスマートフォン、携帯電話等の活用については、それぞれの市町、教育委員会等、文科省も含めて、議論されているところである。限定的な使用ができる体制はあるが、今回は県立特別支援学校も含めて、基本的には高校生を対象として考えているところである。

8 教育長は、報告4及び第1号議案から第6号議案については、先の決定のとおり、会議を非公開で審議する旨を告げた。

- 9 教育長は、報告4については、会議の最後に報告を受ける旨を告げた。
- 10 教育長は、審議に移る旨を告げた。
- 11 第1号議案 栃木県立美術館評議員会委員の任命について
第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 12 第2号議案 栃木県立博物館協議会委員の任命について
第2号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 13 第3号議案 栃木県産業教育審議会委員の任命について
第3号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 14 第4号議案 第29期栃木県立図書館協議会委員に任命について
第4号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 15 第5号議案 第13期栃木県生涯学習審議会委員の任命に関する教育委員会の
意見について
第5号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 16 第6号議案 栃木県文化財保護審議会委員の委嘱について
第6号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 17 教育長は、報告4について説明を受ける旨を告げた。
(4) 令和2(2020)年度使用栃木県立中学校教科用図書について
教育長から説明を求められ、高校教育課長が説明した。
- 18 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午前10時59分、閉会した。

栃木県教育委員会会議規則第19条の規定により署名する。

令和元(2019)年8月7日

教育長.....

委 員.....